

表 10

## 一定の無線従事者の資格及び業務経歴を有する者に対する資格の付与

下表の左欄に掲げる資格について、右欄に掲げる資格及び業務経歴を有しているときに当該資格が与えられます。(総務省告示第150号)

資格	業務経歴等
第一級総合無線通信士	現に第二級総合無線通信士及び第一級陸上無線技術士の資格を有し、かつ、第二級総合無線通信士の資格により船舶局の無線設備の国際通信のためのモールス符号による通信操作に5年以上従事した者
第二級海上無線通信士	現に第二級総合無線通信士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための通信操作に5年以上従事した者
第二級陸上特殊無線技士	現に第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有し、かつ、当該資格により無線局の無線設備(アマチュア局の無線設備を除く。)の操作に6箇月以上従事した者